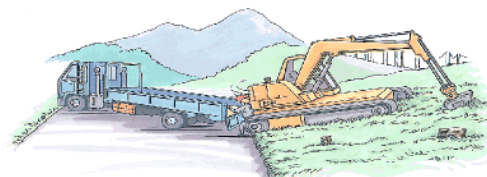


トラックから重機を荷降し中、旋回した重機のカウンターウエイトとトラック荷台との間にはさまれる

この災害は、土地造成工事において、立木の伐採整理を行う事業所の作業者が伐倒した木や枝葉を集積する機械をトラックで運搬して荷台から降す作業中に発生したものである。

災害が発生した場所は、広域汚泥再生処理センターの敷地造成工事現場で、災害発生当日は現場責任者ほか9名の作業員で伐採した後の木や枝葉を集めてダンプトラック、積載型トラッククレーン等を使用して近くの仮置場に運搬する作業を行っていた。



当日の計画した作業は、午前9時頃より開始し午後3時頃に終了したが、その後に被災者は責任者から翌日に使用する木や枝葉をかき集める機械(通称グラップル：ドラグ・ショベルのアタッチメントを交換した機械)を伐採現場に運搬するよう命ぜられた。

そこで、被災者は同僚と一緒にグラップルを50メートルほど離れた場所から伐採現場まで運搬し、同僚が行っている積載型トラッククレーンの荷台からの荷降ろし作業をトラックの荷台付近で見ているときに、旋回したグラップルのカウンターウエイトとトラック荷台との間に挟まれ、腹部大動脈破裂により死亡した。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 グラップルを積載型トラッククレーンから降ろす作業で、グラップルのアームの回転に伴ってカウンターウエイトが旋回するおそれのある場所に立ち入っていたこと
- 2 市道上の狭い場所においてグラップルを積載型トラッククレーンから降ろす作業を行うに際し、グラップルの誘導を行う者を配置していなかったこと
- 3 グラップルの運搬を指示するときに、運搬の方法、必要な人員の手配、接触の危険がある場所への立ち入り禁止あるいは誘導員の配置等安全な作業を行うために必要な指示を行わなかったこと
- 4 当日、特に予定しなかった作業を作業者に指示し、現場責任者が直接立ち会って監督指導を行わなかったこと

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 車両系建設機械等の運搬にトラッククレーン等の車両を使用するときには、最大積載荷重が適切なものを使用すること、トラックの運行経路や荷降ろし場所を指定すること、トラック等への積み降ろしには道板を使用すること等の的確な指示を行うこと
- 2 接触危険のある場所で車両系建設機械等を旋回させるときは、立入禁止措置や誘導員の配置を行うこと
- 3 作業は、作業計画に基づいて実施し、作業計画の変更や臨時の作業を行うときには必要な人員の手当て等を行うこと
- 4 元方事業者は下請けを含めた安全管理体制を整備し必要な指導等を行うこと、また、下請けの事業者は作業の進行状況を把握するとともに、安全教育、職場巡視等を実施すること